

令和8年度医療型短期入所事業所開設支援事業委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度医療型短期入所事業所開設支援事業

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

広島県内

4 目的

医療的ケアを必要とする障害児者（以下「医療的ケア児者」という。）が全国的に増加しており、本県でも同様の状況にある中、医療的ケア児者とその家族の地域生活を支える医療型短期入所事業所（以下「事業所」という。）のニーズが高まっている。しかし、県内の事業所は全県的に十分な数が確保できておらず、また地域偏在もあり、容易に利用できない状況にある。

このため、在宅で生活する医療的ケア児者とその家族が安心した生活を送ることができるよう、全県的な不足や偏在を解消し、県内7障害保健福祉圏域において段階的に開設されていくことを目指し、各圏域の地域分析を行うとともに、県内の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「医療機関等」という。）に対して、事業所の制度や内容について広く周知し、併せて医療機関等の希望（特に事業所数の少ない尾三、福山・府中圏域）に応じて新規開設に関する個別支援等を行う。

5 業務の内容

受託者は、本事業の実施にあたり、事業所の開設に必要な知識のある職員、かつ適切な人員を配置し、次の業務を行う。

また、地域の関係市町や広島県医療的ケア児支援センターとの十分な情報共有のもとで実施すること。

(1) 地域分析

全県的に事業所が利用しやすい環境が整備されるように、県内7障害保健福祉圏域ごとに、事業所が開設されない要因や既設の圏域との比較など医療的ケア児者を支援する医療、保健、福祉サービス等の地域資源や医療的ケア児者の実態を調査・分析し、事業所の新規開設支援に資する総合的な実態把握を行う。

なお、地域分析を行うに当たっては、本県で実施した「医療的ケア児（者）及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査」等を情報提供するため、参考にすること。

(2) 説明会

県内の医療機関等に対し、事業所の制度の周知を図り、運営や支援についての理解を深めるための説明会を行う。開催方法は、集合形式とオンライン形式のハイブリッド型で実施する（年間2回（西部・東部）を見込む。）。

(3) 開設・運営支援

(1)の地域分析及び(2)の説明会において、開設や開設検討の意向を示した医療機関等に対し、次の業務を行う。

ア 訪問等による開設・運営支援

訪問等により事業所の開設について働きかけ、新たに事業所を開設する上で課題となる運営上の相談への対応、必要に応じて看護職員や介護職員対象の研修、収支シミュレーションの掲示等により開設を促す。なお、訪問は法人側からの求めに応じ随時行うこと。

イ 電話等による相談対応

電話・メール等による相談窓口を設置し、新規開設にあたっての相談に応じる。相談内容は適切に記録・整理すること。

6 本事業の目的に応じたその他の提案

上記に掲げる業務以外に、本事業の目的に応じた効果的な企画があれば提案すること。

7 事業執行計画書の作成

事業を確実かつ円滑に実施するため、事前に事業執行計画書を作成すること。

なお、この計画書の策定にあたっては、県の指示に従い、県と十分協議すること。

その他不明な点や詳細については、県の指示に従うこと。

8 実施体制

受託者は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を示すこと。

9 実績報告書の提出

受託者は、本業務の完了後、委託業務に係る実績報告書を県へ提出すること（別途、電子データも提出すること）。

10 契約に関する条件等

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。但し業務の一部についてあらかじめ書面により県の承認を得たときは、この限りでない。
- (2) 本件プロポーザル及び業務により得た著作権（成果物の著作権を含む。また、業務中に作成した資料の著作権も含む。）その他の権利は、全て広島県に帰属するものとする。
本件プロポーザル及び業務に当たり、著作権等第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該使用した提案者又は受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、業務を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (4) 受託者は、業務を行うため機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

11 事業の実施期間

契約日から令和9年3月31日まで

12 契約上限額

8,030千円（消費税及び地方消費税を含む。）

13 契約方法

随意契約による。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

14 その他

- (1) 業務の進行状況や業務内容等に関し、県との打ち合わせを適宜実施するので、誠実に対応すること。事業の実施に当たっては、県と協議しながら進めること。
- (2) 本仕様書に疑義又は定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。